

EU 国際私法における電子消費者契約に関する消費者保護規定の展開

中村 進^(*)

本稿は、EU の国際私法における電子消費者契約中の消費者保護規定の展開について紹介するとともに、日本法への示唆を試みるものである。EU の国際私法は、伝統的に、国際裁判管轄や準拠法の決定に関する規則を、価値中立的に法律関係と最も密接な関連を有する地に連結することによって決定し、消費者保護の観点から特別な規定を置くことはなかった。だが、インターネット技術の発達により電子商取引契約が登場し、国際商取引の当事者として消費者が加わると、経済的弱者である消費者保護の必要性についての議論が生まれ、「ブリュッセル条約」や「ローマ規則」中に消費者保護規定が設けられるようになった。EU 法はその後、ストリーミングやクラウドなどの新技術の登場に対応するために法改正を行い、最近でも、消費者契約紛争についてオンライン上の紛争解決の道を開いている。このような EU における法の展開を紹介するとともに、未だに十分な議論を欠く日本法への示唆を検討する。

- 一 はじめに
- 二 伝統的抵触規則と消費者の保護
 - 1. 消費者保護規定の必要性
 - 2. 伝統的国際私法における消費者保護
- 三 消費者保護規定に関する EU の国際私法上の展開
 - 1. インターネットの登場以前
 - 2. インターネットの登場以後
- 四 電子消費者契約の国際裁判管轄規定に与える影響に関する議論
- 五 おわりに

一 はじめに

国際取引においては、伝統的に企業間取引(B to B)が中心で、商取引の主体となる当事者は多くの場合に企業であった⁽¹⁾。しかし、1990年代後半以降の電子商取引の登場により、消費者契約が国際取引の主要な当事者となりつつある。例えば、経済産業省が行った調査によれば、2017年の日本国内のBtoC-EC(消費者向け電子商取引)市場規模は、16.5兆円(前年比9.1%増)まで拡大した。また同年の日本・米国・中国の3か国間における越境電子商取引の市場規模についても、

日本の消費者による米国事業者及び中国事業者からの越境EC(越境電子商取引)による購入額は2,570億円(前年比7.3%増)、米国の消費者による日本及び中国事業者からの越境ECによる購入額は1兆2070億円(前年比15.9%増)、中国の消費者による日本及び米国事業者からの越境ECによる購入額は2兆7556億円(前年比26.8%増)となっている⁽²⁾。本稿は、このように国際取引において重要な役割を果たしつつある消費者について、その保護の重要性を認識した上で、この問題に関する立法化が日本より一歩も二歩も先に進んでいるEU(欧州連合)における立法の展開を、特に電子商取引契約における国際裁判管轄の問題を中心に俯瞰するものである。

電子消費者契約において、国際裁判管轄を決定するアプローチとして三つの方法があるとされる⁽³⁾。一つは、日本の民事訴訟法3条の4が採るように、消費者保護の立場から、消費者契約に関する特別な保護的な規定を設けるアプローチである。第二は、アメリカ合衆国が採る、消費者保護規定を置かず、自由裁量によりケース・バイ・ケースで検討を行うアプローチである。第三は、消費者を保護又は考慮することをしないアプローチである。EUは、第一の立場に立って、電子商取引の登場の直後から、非常に積極的に消費者の保護を図るために様々な立法活動を行い、カナダ・ケ

(*) 日本大学法学部教授

(1) 澤田壽夫・柏木昇・杉浦保友・高杉直・森下哲郎・増田史子編著『マテリアルズ国際取引法(第3版)』(有斐閣, 2014年)9頁。

(2) 経済産業省HP:「平成29年度電子商取引に関する市場調査」<http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/h29release.pdf> (2019年1月3日)

(3) Zheng Sophia Tang, *Electronic Consumer Contracts in the Conflict of Laws*, 2nd ed (Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing, 2015), p.27.

ベック州, アメリカ合衆国, 韓国そしてトルコなど他の国々の立法にも影響を与えている⁽⁴⁾。

既に電子商取引における消費者保護に関する EU の動向について紹介があるにもかかわらず⁽⁵⁾, 本稿でこれを取り上げたのは, 電子消費者契約における国際裁判管轄の問題に関する EU の多方面に及ぶこのような積極的姿勢と比較して, 日本における議論が今だに十分でないと感じたこと, EU 法の消費者保護立法が個別的に取り上げられ紹介されることはあっても, 電子商取引の登場以前から現在までの流れを追って解説されたものがないこと, 更に今後, この電子消費者契約に関する国際裁判管轄の問題と準拠法の決定の問題についての詳細な検討を行うのに当たり, 一度整理することが必要と感じたからである。

以下の章においては, 先ず, 特に電子消費者契約において, そもそも消費者の保護を図るための特別な規定を置く必要があるか否かを明らかにするために, 国際裁判管轄を中心とする伝統的国際私法規則と消費者契約に関する EU における議論を概説し, 第三章において, EU 法の展開を俯瞰する。第四章においては, 電子消費者契約の登場が国際裁判管轄規定にどのような影響を与えているかについての EU における議論を紹介する。そして最後に, 日本法への示唆について若干の検討を行いたい。

二 伝統的抵触規則と消費者の保護

最近, 文化・経済・政治などの人間活動が国・地域といった縦割りの地理的境界を越えて行われるいわゆるグローバル化の進展に伴い, 国際取引法や国際私法との関係においても, 「正義」の在り方の見直しについて激しい議論がある⁽⁶⁾。消費者を保護することもまた, 一つの正義の実現であるように思われるが⁽⁷⁾, そもそも, 何故, 事業者に対して消費者が「弱者」として特別に保護されるべきかが検討されなければならない。その他にも, 保護されるべきとされる「消費者」とはどのような者かについて定義づけや保護が必要な消費者以外の弱者の有無などの問題もあるが, これらの検討については他に譲りたい⁽⁸⁾。

1. 消費者保護規定の必要性

特に国際的な電子消費者契約において, 消費者を保護するための特別な規定が必要であるとする根拠として, 次のような主張がされている⁽⁹⁾。先ず, 最も重要な根拠として, 「情報非対称」が指摘される。事業者は, 多くの消費者と取引を繰り返し行うことによって, 業務の中で日常的に裁判管轄を持つと予測する国の裁判所の質や準拠法の内容について容易に知ることができる。それに対して消費者は, 多くは一度限りの取引であり, 裁判所の質や準拠法の内容に関する情報を取得するために支払うコストと比べると, 得る利益は少なく見合わないため, その情報を持たないのが通常である。事業者は, 情報を自らの利益になるように利用す

(4) *Ibid.*, p.8.

(5) 代表的なものとして, 浅野永希「消費者権利指令と加盟国の対応」日本弁護士連合会等主催によるシンポジウム「消費者法の課題と展望 X 欧州消費者法に学ぶ! ~ EU 指令と各国の消費者法制 その日本法への示唆~」がある。< http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/event/data/2015/event_151219_02.pdf > (2018年12月20日)

(6) 例えば, Frank J. Garcia, *Global Justice and International Economic Law : Three Takes* (Cambridge, 2013); Brian Z. Tamanaha, Caroline Sage, Michael Woolcock (eds), *Legal Pluralism and Development : Scholars and Practitioners in Dialogue* (Cambridge, 2012)がある。前者は, グローバルな世界主義的 (cosmopolitan) 正義について, 世界主義的価値に優位性を置く「超越的な」(transcendental) アプローチと規範の重複を肯定しながら共通の目標に向かって正義の実現を図るアプローチがあるとした上で, 後者の立場に立っている。特に, Garcia, *ibid.*, pp.16-17.

(7) See, Lorna E. Gillies, *Electronic Commerce and International Private Law : A Study of Electronic Consumer Contracts* (Ashgate: Aldershot, 2008), p.3.

(8) ここでは, 消費者の概念について論じた代表的なものとして, Fleur Denkinger, *Der Verbraucherbegriff : Eine Analyse persönlicher Geltungsbereiche von verbraucherrechtlichen Schutzvorschriften in Europa* (De Gruyter Recht · Berlin, 2007)の大部な書があることを指摘するのに留める。また, 消費者以外の弱者として, 「契約債務の準拠法に関する EC 規則」(ローマ I 規則)第 5 条, 第 7 条及び第 8 条では, 旅客, 保険契約者及び被用者に特別な規定を置く。また, 「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 2012 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会規則」(ブリュッセル I a 規則)は, その第 15 条において保険契約者, 被保険者又は受益者に関する, 第 23 条において被用者に関する規定を置く。更に, 扶養債権者について, 「成年者の国際的な保護に関するハーグ条約」に保護規定が置かれる例などがある。See, Geisela Ruelh, The Protection of Weaker Parties in the Private International Law of the European Union: A Portrait of Inconsistency and Conceptual Truancy, *Journal of Private International Law*, Vol. 10 No.3, pp.341-342. 日本語の文献としては, 例えば, ノベルト・ライヒ著・角田美穂子訳「EU 法における『脆弱な消費者』について」『一橋法学』第 15 卷第 2 号 (2016 年) 979 頁以下がある。勿論, 買主が常に弱者であるというわけではなく, 例えば中古品販売が行われるオンライン・マーケットプレイスでは, 買主が消費者であったとしても, 必ずしも売主からの特別な保護が与えられる必要がないことについては, Tang, *supra* note 3, p.29.

(9) ここに挙げる三つの根拠は, Ruelh, *ibid.*, pp.342-346 によるものである。

ることができるが、消費者は、それができないのである⁽¹⁰⁾。第二は、経済的又は社会的な依存である。その代表的なものは、雇用者と被用者、扶養義務者と扶養権利者との関係である。被用者や扶養権利者は、その相手方の履行に依存しているため特別な保護が必要とされるのである。これらの例ほどは典型的ではないが、消費者契約についても同様である。事業者の数に比べ、消費者の数は無数であるため、契約条項に不満の一人の消費者がある商品の購入を止めても、事業者は契約内容を修正しようとするのではないが、どうしてもその商品を得たいと考える消費者は、不利な裁判管轄の合意や準拠法選択を受け入れても購入しようとする。第三は、精神的又は理知的な不利である。契約締結の際、消費者は急いで・簡単に、又は適切な情報を得ないままに裁判管轄や準拠法の選択に同意する危険性があり、契約における紛争発生の可能性を過小評価しているか、またはそれを全く無視さえする傾向があるとされる。

保護規定の必要性に関するこれらの根拠の他にも、裁判管轄や契約準拠法に関する当事者自治においては、「交渉力の不均衡」(inequality of bargaining power)により、事業者は、契約中に一方的に自己に有利な裁判管轄や準拠法に関する条項を挿入することができる⁽¹¹⁾。また、国際裁判管轄における一般原則である被告の住所地管轄については、消費者が事業者に対する提訴を考える場合には、外国の事業者の所在地での提訴を余儀なくされることから、経済力の弱い消費者にとっては、事実上裁判所へのアクセス権を奪うものとなることも指摘される⁽¹²⁾。

電子消費者契約において、このように消費者は弱者であり、それを保護するための特別な配慮が必要であるとされるならば、次に、特に電子消費者契約において、伝統的な国際私法規則では、消費者を適切に保護するのに充分ではないのかについて検討されなければならない。

2. 伝統的国際私法における消費者保護

現代国際私法において契約に関する最も重要な原則の一つは、「当事者自治」であり、この原則は、19世

紀後半以降、ほぼ全世界中で支持されている⁽¹³⁾。しかし電子消費者契約においては、その原則の妥当性について「チャレンジ」を受けているとされる⁽¹⁴⁾。伝統的国際私法においては、契約における当事者自治には、「合意管轄(法廷地選択)」と「準拠法選択」があり、これらは、確実性、予測可能性そして効率性を達成することができるものと考えられ、広く容認されている。ところが、消費者契約においては、交渉力の不均衡の存在により、当事者自治の適用の妥当性が疑問視されているというのである。つまり、事業者はより強い当事者として、契約中に管轄合意・準拠法選択の条項を一方的に挿入できるため、例えば、裁判管轄に関し、事業者の所在地国の裁判所を管轄合意することによって、事実上消費者が事業者を提訴又は応訴できないようにしたり、最低の消費者保護基準を定める国の法を準拠法として選択することができるのである。たとえ、事業者が消費者の弱みに付け込む意図がなく、いわゆる「標準約款」が利用されているとしても、そこに例えば、事業者の所在地国の裁判所を指定する管轄合意や所在地国の法を指定する準拠法選択約款があれば、それだけで、消費者にとっては、不公正となる。事業者は、便宜的であるとの理由から、法廷地として自国を選択することが一般的であるといわれているが、それによって必然的に外国で訴訟を強いられる外国の消費者に害を与えることになる⁽¹⁵⁾。その結果、国際的な電子消費者契約において無制限に当事者自治を容認することは、消費者に不公平をもたらす恐れがあるとされる。

伝統的国際私法においてはまた、事案と特定の国家又は法システムとの「中立的且つ客観的な」(neutral and objective)一定の結び付きの存在を基礎にして、裁判管轄の決定や準拠法の指定が行われる。このような客観的な連結点を基礎とする方法は、紛争が実質的に結びついている国に裁判管轄や準拠法を付与することによって、合理的な結果に到達することに有益に働く。しかし、このアプローチにおいては、紛争と密接な関連性を有する国又は法システムの大部分が、事業者のホームと一致することから、消費者に害をもたらす、実際上不公平を生み出す恐れがあることも指摘さ

(10) この情報の非対称は、契約の対象物が十分な専門的知識が必要とされる複雑な製品またはサービスの提供に関するものである場合に当てはまるとされる。Kathrin Sachse, *Die Verbrauchervertrag im Internationalen Privat und Prozeßrecht* (More Siebeck, 2006), s.11.

(11) Gillies, *supra* note 7, p.1; Tang, *supra* note 3, p.9.

(12) Gillies, *ibid.*, p.10.

(13) 櫻田嘉章『国際私法〔第6版〕』(有斐閣, 2012年)219頁。

(14) Tang, *supra* note 3, p.9.

(15) *Ibid.*

れる⁽¹⁶⁾。例えば、ローマI規則では、当事者が準拠法を選択していない場合、契約の最密接関係地法が準拠法となるが(第4条第1項)、それは特徴的な給付を行う事業者の常居所地であると推定されてしまうのである(同第2項)。従って、中立的且つ客観的な結び付きの存在を基礎に置く国際私法は、消費者契約においてはほとんど機能しないとされる。

更に、各国の裁判管轄に関する規則の中で受け入れられている原則に、「原告は被告の法廷地に従う」(*actor sequitur forum rei*)がある⁽¹⁷⁾。この伝統的な原理は、原告は何時また何処で自らの訴訟を提起すべきかを選択することができるが、被告は訴訟を受ける以外の選択肢がないため、特に国際的な訴訟においては、被告が一般的に弱者であると考えられるものである。この原則は、被告のホームの裁判所に一般的な裁判管轄を与えるため充分に公平であるように思われるが、消費者契約においてはその妥当性に疑問があると指摘される⁽¹⁸⁾。つまり、この規則は、消費者が被告となる場合には適切に働くが、消費者が原告となる場合には、消費者に対し事業者が所在する国の裁判所への訴訟の提起を要求することになる。消費者は、通常、経済力がより弱く、知識もより浅く、経験もより少なく、能力もより低いため、提訴をより渋っている当事者であり、消費者に外国での提訴を求めることは、消費者からその司法へのアクセス権を奪うものである。従って、「原告は被告の法廷地に従う」の原則は、消費者契約のケースにおいては正当化され得ないとされる。

次に、アメリカなどにおいては、拡大し過ぎた裁判管轄を抑制するために発展してきた理論としてフォーラム・ノン・コンヴィニエンス(*forum non conveniens*)の法理が認められている⁽¹⁹⁾。これは、ケース・バイ・ケースで公平と正義を達成することを目的とする裁判管轄規則であり、裁判管轄における妥当性と正義という目標を確保するため、裁量に基づいた(*discretion-based*)裁判管轄システムの中で採用されている。しかし、この原則のみでは、訴権を濫用するような又は苛酷な状況に置くことになるような裁判管轄の行使から消費者を保護するための効果的な解決策を提供することができないと指摘される⁽²⁰⁾。つまり、同原則によれ

ば、消費者の弱い交渉力や訴訟力に大きく重きを置くことなく、先ず当該訴訟の重心である法廷地を指定することに焦点が当てられるため、ある消費者がそのホームで外国の事業者を提訴する場合、事業者は、裁判においてこの原則の適用を根拠に、適切な法廷地は別の国にあると主張することができるのである。また、逆に事業者が事業者の本国の裁判所で消費者を訴える場合、消費者にとっては、明らかにより適切な裁判管轄を持つ地は消費者の住所地・常居所地であることの立証が困難であると考えられる。従って、この原則についても、消費者に保護を与えるには不十分とされる。消費者契約において、このように伝統的国際私法規則が弱者である消費者を有効に保護できないのであれば、それを修正する方法が次に検討されなければならない。

電子消費者契約に関し、国際私法上の規則を変更する方法を考えるにあたって、企業間における電子商取引契約紛争についての裁判管轄規則の修正に関する議論で示された次の三つのモデルが参考になろう⁽²¹⁾。企業間紛争で示された修正方法の第一は、裁判管轄に関する通常の規則を変更することなく適用するものであるが、これは、これまで論じてきたように、電子消費者契約においては適切でないことが明らかである。第二は、法改正を通じて通常の規則の修正を行う方法である。第三は、電子商取引に関する特別な裁判管轄制度を導入する方法である。しかし、この第三の方法についても、電子商取引が依存するインターネット技術はその進歩が著しく速く常に変化していること、簡単に国境を超える通信手段であるため、直ちに国際的な問題に拡大する可能性があることを考慮すると、必ずしも現実的な方法とはいえない。また、裁判管轄規則に関する判例法の発展・形成に依存することも困難であるとされる。従って、現在の段階においては、第二の方法が最も適切であるとされる⁽²²⁾。こうしたことから、EUでは、特に電子商取引の登場以降において、法改正を通じて伝統的国際私法規則の修正を行うことにより電子消費者契約における消費者保護を図っている。次章では、それらを概観することになる。

(16) *Ibid.*, pp.9-10; Gillies, *supra* note 7, p.14-15.

(17) 齋藤彰「自然人に対する管轄権」高桑昭・道垣内正人編『国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院, 2002年)52頁。

(18) Tang, *supra* note 3, p.10.

(19) 佐野寛『国際取引法[第4版]』(有斐閣, 2014年)286-287頁。

(20) Tang, *supra* note 3, p.11.

(21) James Fawcett, Jonathan Harris, Michael Bridge, *International Sale of Goods in the Conflict of Laws* (Oxford, 2005), p.529.

(22) Gillies, *supra* note 7, p.4.

三 消費者保護規定に関する EU の国際私法上の展開

本章では、特に電子消費者契約において、EU が消費者保護の必要性についてどのように考え、どのような立法措置を講じてきたかについて、特に国際裁判管轄に関する規則の展開を中心に概観する。判例法の形成により規則を確立するアメリカの方法とは異なり、日本と同様に立法的措置を講じることによって消費者の保護を図る方法を採用する EU 法における展開は、日本における議論にとって大いに参考になると考える。以下、便宜上、インターネット登場の以前と以後に分けて概説する。

1. インターネットの登場以前

国際私法は、その起源以来、実質的な正義に無関心であった⁽²³⁾。それは、国際私法が当事者の利益、当事者間のパワー・バランス又は準拠法の実質的価値とは無関係に、価値中立的に連結点を通じて、特定国の領域内に所在する当事者間の法的関係を、特定の地(「最密接関係地」)へと結び付ける技術的構造を採用することによる。アメリカでは、1950年代後半、法選択における実質的な政策と正義の実現を最終目的とする考え方が主張されたいわゆる「抵触法革命」が発生し、伝統的な抵触法理論に根本的な修正が求められることになった。しかしながら、その際、その実質的な政策と正義が達成されるべき問題の一つとして、「消費者保護」が取り上げられることはなかったのである。

一方、ヨーロッパでは、アメリカで発生したような革命が発生せず、伝統的・機械的な抵触規則を放棄することはなかった。だがそれに代わって、アメリカの抵触革命で見落とされていた裁判管轄の分野において、弱者の保護を目指す規則が発展することになった。それまでの抵触法理論を変更するのではなく、国際私法規則を適正に機能させるために、社会政策・社会的価値という前提条件の方に注目したのである。つまり、1960年頃の西ヨーロッパの領域内において、消費者市場の発達に伴い、弱者である消費者を保護するために商法その他の領域から消費者法が分離され始め、人

権保護の声の高まりもあって、消費者保護に関する国際私法規則を持つことに関心が集まったのである。

1968年に欧州経済共同体(EEC)がその最初の「民事及び商事における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約」(ブリュッセル条約)を採択する以前に、既に幾つかの国内法において、割賦販売とローンに関する断片的な保護的な裁判管轄規定が制定されていた。その結果、同条約においても、分割及びローン支払による商品販売契約に関し、買主や借主を保護する規定が置かれた⁽²⁴⁾。しかしそれは、信用販売におけるすべての買主または借主の一般的な保護を図るものであって、「消費者」(consumer)の概念についての言及はなかった。同条約中に消費者の概念が取り入れられる切っ掛けとなったのが、1978年のBertrand v Ott事件における欧州同体司法裁判所(現: 欧州司法裁判所)の判断⁽²⁵⁾であった。

Bertrand事件判決において、取引又は専門的な活動に従事していない事実によって、売主と比べ弱い立場にある消費者の保護の基礎が築かれた。変化が現れたのは、デンマークとコモン・ロー法系の連合王国とアイルランドの加入に対応した1978年の加入条約においてであった。これによって、Bertrand事件判決における定義付け部分を具体化し消費者の概念を明確にするとともに、保護範囲を割賦販売とローンのみならず、その他の販売とサービスに関する契約にも拡大した最初のEU立法が成立したのである⁽²⁶⁾。続いてEECは、1980年に成立した「契約債務の準拠法に関する条約」(ローマ条約)においても消費者契約に関する保護的な法選択規則を設けた⁽²⁷⁾。ここにおいて、ブリュッセル条約とローマ条約が、消費者契約における進歩的、包括的且つ体系的な保護的抵触規則の基礎を築くことになったのである。

2. インターネットの登場以後

インターネット技術の発達によってもたらされた、全世紀の終わり頃からの電子商取引の登場と発展は、低価格で且つ容易に国境を越える取引を可能にし、国際的な消費者取引という新たな商業モデルを生み出した⁽²⁸⁾。その中でEUは、電子商取引の発展や投資につ

(23) 本節については、主にTang, *supra* note 3, pp.4-7によった。

(24) [1972] OJ L299/32, Arts 13-15. なお、ブリュッセル条約の沿革については、中西康「ブリュッセルI条約の規則化とその問題点」『国際私法年報』第3号(2001年)147頁以下がある。

(25) Case 150/77 Bertrand v Ott [1978] ECR 1473.

(26) [1978] OJ L304/77, Art 13.

(27) [1980] OJ L266/1, Art 5. 消費者保護規定であるローマ条約第5条とそれを受けた加盟各国法の混迷について述べたものとして、出口耕白「ヨーロッパ国際消費者契約法の混迷」『国際私法年報』第6号(2004年)116頁以下がある。

(28) 本節についても、主としてTang, *supra* note 3, pp.7-8によった。

いて、既にその登場の当初の頃から20年以上の長い間、関心を持ち続けているが、そもそも電子商取引に関心を持つ切っ掛けとなったのは、1996年11月の委員会報告(Communication)である‘Putting Services to Work’であったとされる⁽²⁹⁾。その後の1997年4月、欧州理事会(European Commission)がそれを発展させた「電子商取引に関する欧州イニシアティブ」⁽³⁰⁾を発表し、電子商取引の重要性を認めるとともに、EUを電子商取引の中心地とする構想を示した⁽³¹⁾。

国際私法との関係でもEUは、電子消費者契約においても消費者の保護を図ることで、電子商取引の発展に関する確実性と効果をもたらすために、ブリュッセル条約とローマ条約の消費者に関する規則の修正を図った。その結果、ブリュッセル条約中の消費者に関する保護的な裁判管轄規則は、2002年3月1日より「ブリュッセルI規則」としてよりアップ・デートされ⁽³²⁾、またローマ条約中の保護的な法選択規則についても、2009年12月17日より「ローマI規則」に置き換えられている⁽³³⁾。特にブリュッセルI規則は、その第15条～第17条において、消費者契約に関する消費者の保護規定を置き、消費者が事業者に対して自己の法域

内で裁判手続を進めることと、その居住地の法の適用を保証することによって「司法アクセス」を消費者に与えるものである⁽³⁴⁾。

EUは、実質法規定における消費者保護にも関心を持ち、2007年に採択されたGreen Paper⁽³⁵⁾の提案に基づいて、デジタル技術であるダウンロードやストリーミングなどの登場に対応するために、主要な4つの実質法上の消費者保護指令(Directives)であった、Distance Selling Directive (DSD)⁽³⁶⁾、Doorstep Selling Directive⁽³⁷⁾、Consumer Sales Directive⁽³⁸⁾及びUnfair Contract Terms Directive⁽³⁹⁾を統一し、各国法の実質法規定の「最小限の調和」を目指して、Consumer Rights Directive⁽⁴⁰⁾を成立させている。

最近では、2015年1月10日にEUは、電子商取引により域内消費者市場を活性化させ、消費者取引のグローバル化を向上させることを目的に、ブリュッセルI規則を修正し(ブリュッセルI a規則)、消費者保護を第三国内に居住する事業者との取引にも拡大している⁽⁴¹⁾。更に、消費者紛争においても、選択的裁判外紛争解決(ADR)を利用できるようにするために、二つの関連の規則の制定を行っている。即ち、消費者

(29) 本報告の出典は、CSE(96)6 final 27 Nov 96とされるが、実際の文書の取得が困難なことについては、Arno R. Lodder / Andrew D. Murray, *The European Union and E-Commerce*, in: Arno R. Dodder / Andrew D. Murray (eds), *Regulation of E-Commerce, A Commentary* (Edward Elgar Publishing, 2017), para 1.01の脚注を参照のこと。

(30) ‘A European Initiative on Electronic Commerce’, COM (97) 157 final, 16.4.1997.

(31) Lodder / Murray, *supra* note 29, paras 1.01-1.03.

(32) Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgment in civil and commercial matters [2001] OJ L12/1, Arts 15-17.

(33) Regulation (EC) No 593/2008 of the European Parliament and the Council on the law applicable to contractual obligations (Rome I) [2008] OJ L177/6, Art 6.

(34) Gillies, *supra* note 7, p.18. Gilliesは、このブリュッセルI規則の他に、1979年動産売買法が、売主による売買契約違反につき消費者に追加的な救済を認めたこと、少額訴訟規則において、消費者に簡素化された手続と証拠規則の利用を認めたことを、EUが消費者に与えた主要な三つの司法アクセスと評価する。*Ibid.*

(35) European Commission COM (2006) 744 Final, Green Paper on the Review of the Consumer Acquis [2007].

(36) Council Directive (EC) 7/97 of the European Parliament and of the Council of 20 May 1997 on the protection of consumers in respect of distance contracts (Distance Selling Directive) [1997] OJ L 144, pp.19-27.

(37) Council Directive (EEC) 577/1985 of 20 December 1985 to protect the consumer in respect of contracts negotiated away from business premises [1985] OJ L327, pp.31-33.

(38) Council Directive (EC) 44/1999 of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees [1999] OJ L171, pp.12-16.

(39) Council Directive (EEC) 13/1993 of 5 April 1993 on unfair terms in consumer Council Directive (EEC) contracts [1993] OJ L95, pp.29-34.

(40) Council Directive (EU) 83/2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 10 June 1999 on the sale of consumer goods and amending Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council Text (Directive on Consumer Rights) [2011] OJ L304, pp.64-88. 本 Directive を概説したものとして、例えば、Christiana Markou, *Directive 2011/83/EU on Consumer Rights*, in: Arno R. Dodder / Andrew D. Murray (eds), *Regulation of E-Commerce, A Commentary* (Edward Elgar Publishing, 2017), p.177 以下がある。欧州の消費者手続法と実体法の問題点を指摘したものとして、シュテファン・ウルブカ「欧州消費者法の真の課題—欧州消費者法の現状から司法アクセス 2.0 まで」がある。< <http://www.kansai-u.ac.jp/ILS/publication/.../nomos41-01.pdf> > (2018年12月25日)

(41) Regulation (EU) No 1215/2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgment in civil and commercial matters (recast) [2012] OJ L351/1, Arts 17-19. このブリュッセルI a規則中の消費者保護規定に関し解説したものとして、Andrea Bonomi, *Jurisdiction Over Consumer Contracts*, in: A. Dickinson, E. Lein (eds), A. James (assistant ed), *The Brussels I Regulation Revisited* (Oxford, 2015) paras 6.01-6.91; Tang, *supra* note 3, pp.27-79 がある。また、ブリュッセルI a規則については、春日偉知郎「欧州連合(EU)民事手続法」法務資料第464号(2015年)、47頁以下< <http://www.moj.go.jp/content/001155126.pdf> > (2019年12月20日)に訳出がある。ところで、ブリュッセルI a規則においては、それ以前の規定と同様に、「消費者」を明確に定義付ける規定は置かれず、消極的に、職業若しくは営業活動に帰せしめることのできない目的のために契約を締結した者の意味で用いられている。Tang, *supra* note 3, pp.28-29.

ADRに関する Directive⁽⁴²⁾と消費者紛争のためのオンライン紛争解決(ODR)に関する Regulation⁽⁴³⁾である。前者は、加盟各国において様々な形式でADRが導入され始めたことを受けて、独立した、偏見のない、透明性の高い、効果的で迅速な、そして厳正なADR手続を提供することによって、紛争当事者から通常の司法システムへのアクセス権を奪うことなく、消費者が自由意思で事業者に対する苦情を提起できることを確保する意図で制定されている。EU加盟国がこのADR Directiveを国内法に移すことによって、EU域内で統一的な質の高い消費者ADRの広範な利用を可能にするものである⁽⁴⁴⁾。2016年1月9日より施行されている後者は、前者のADR Directiveを補うものとして成立されたもので、ADR Directive中の諸規定の上に追加的に制定されている⁽⁴⁵⁾。このODR Regulationは、EU内に居住する消費者とEU内で設立された事業者との間のオンライン上の売買又はサービスの契約に由来する紛争について、ADR Directiveに従って承認されたADR機関へのコンタクトを容易にし、消費者と事業者の双方が無料でアクセスし且つ利用することができる、オンライン上の双方向的ウェブ・サイト(interactive website)である「プラットフォーム(platform)」を創設するものと指摘されている⁽⁴⁶⁾。ADR DirectiveとODR Regulationの双方とも、国内的・国際的な双方の紛争に適用されるが、特に国際的な電子商取引において有効であるとされる⁽⁴⁷⁾。

以上にみたように、電子商取引の登場により消費者が国際的な契約の当事者となることになり、その国際私法上においてもその保護の必要性が広く認識され、消費者保護の立法化が進められている。そこで次に、電子消費者契約は、伝統的国際私法にどのような問題を提起しているのかについて、欧州における議論を紹介したい。

四 電子消費者契約の国際裁判管轄規定に与える影響に関する議論

本章では、電子消費者契約の登場が伝統的国際私法にどのような問題を提起しているのかについて、EUにおける議論を簡単に紹介したい⁽⁴⁸⁾。電子消費者契約は、インターネットを通じて接続されるコンピュータ画面上で、隔地的に締結されるものである。従って、電子消費者契約の伝統的国際私法に与える影響について知るには、まず電子商取引を特徴づけているインターネットについてみる必要がある⁽⁴⁹⁾。

インターネットは、あるコンピュータからのメッセージを別のコンピュータに送信するために張り巡らされたネットワークの中のネットワーク(a network of networks)である。それは、メッセージが電子的に「分割」(packet)され、異なる様々なルートで伝達されるように構築された一つの分散化されたシステムであり、オンライン上のデータ・メッセージの交換を効果的にコントロールすることが困難であると言われている。1995年以降、インターネットがwwwを通じて事業者や消費者に解放されると、ネットワークのグローバル化・商業化が進み、国家間の伝統的な国境は解消され、コンピュータ上でボーダーレス市場の構築への発展したのである。このようなインターネット・ネットワーク上で行われる電子消費者契約においては、以下の特徴を有することが指摘される。

第一は、事業者のインターネット上の宣伝広告は、消費者がインターネットを通じてそれにアクセスすることができるのであれば、世界中の全ての場所を市場として「標的にする」(targeting)潜在的な可能性を有することである。これはまた、その市場からの購入を受ける明確な意図の無い、つまり、それまで市場として想定していなかった市場を事業者に与えることにも

(42) Directive 2013/11 of 21 May 2013 on Alternative Dispute Resolution for Consumer Disputes, *Official Journal of the European Union* 2013 L 165 p.63.

(43) Regulation No 524/2013 on Online Dispute Resolution for Consumer Disputes, *Official Journal of the European Union* 2013 L 165 p.1. なお、Michael Bogdan, The New EU Regulation on Online Resolution for Consumer Disputes, 9 *Masaryk U. J. L. & Tech.* (2015), pp.155-163は、上記のADR Directiveにも触れながら、本Regulationを簡潔に解説するものである。また、採択前の指令案を詳細に紹介したものとして、深川裕佳「欧州連合(EU)における消費者のための代替的紛争解決—消費者代替的紛争解決(ADR)指令および消費者オンライン紛争解決(ODR)規則について」『東洋法学』第56巻第2号(2013年)131頁以下がある。

(44) Bogdan, *ibid.*, pp.156-157.

(45) *Ibid.*, p.156.

(46) *Ibid.*, pp.158-159.

(47) *Ibid.*, p.158.

(48) 本章における電子商取引の登場が国際私法領域に与える影響についての記述は、主としてTang, *supra* note 3, pp.12-18とGillies, *supra* note 7, pp.23-30によった。また、電子商取引の登場初期の段階のものではあるが、その国際裁判管轄の問題への影響について検討したものに、拙著「電子商取引と国際裁判管轄権」『国際商取引学会年報』第3号(2001年)56頁以下がある。

(49) 「電子商取引」という語の定義については無数あり、一般的に用いられるものはないとされる。Gillies, *ibid.*, p.23. ここでは、正確な定義付けが必要とされる場合ではないので、通信媒体としてのインターネットを介し、開かれたコンピュータ・ネットワーク上で行われる商取引という程度の意味で用いられている。

なる。第二は、サイバー市場はまた、匿名性の高い市場であるため、そこには法的規制という障害はなく、消費者契約の当事者にとって、他方当事者の住所や常居所といった裁判管轄を確定し、契約準拠法を決定するための国際私法にとって決定的に重要な意味を有する情報を含め、当事者相互の実際の実体を知ることができない場合が存することである。第三は、電子商取引においては、新たな仲介者、即ちインターネット接続業者(ISP)が関わり、それを介してオンライン活動が行われることである。このISPやサーバーの国際私法における連結点として立場は、不明瞭であるとされている⁽⁵⁰⁾。電子消費者契約におけるこれらの特徴が伝統的な国際私法に幾つかの新たな問題をもたらすことになる。

インターネット技術を基礎とする電子消費契約によってもたらされる国際私法上の新たな問題の一つは、「当事者の身元」に関するものである。国際私法において、当事者の身元確認と法的場所は、非常に重要である。国際私法は、当事者の住所・常居所・所在地、義務履行地、不法行為地といった場所を基準(連結点)として、提訴された紛争についての国際裁判管轄を確定し、或いは法律関係に適用される準拠法を選択するからである。だが、それらの確定が電子商取引においては、次の理由から、困難となっているとされる。第一は、小規模事業経営者による少ない数の注文と個人の注文の区別の不明瞭さである。事業者にとっては、少数の個数の注文が小規模事業者からの注文か消費者からのそれかを判断することが困難であるというのである。第二は、特に eBay や Amazon のようなインターネット上のマーケットプレイスでは、個人と事業者の違いが曖昧なことである。そこでは、非専門的な個人が参加することが多く、売主がはたして個人であるか事業者かが不明瞭であるというのである。第三は、電子消費者契約における遠隔地性と匿名性が契約当事者の身元の決定を困難にすることである⁽⁵¹⁾。

そもそも電子商取引において、契約の相手方のホームを知ることができる情報として、ウェブ・サイトのドメイン名(domain name)、email アドレス、インター

ネット・プロトコル・アドレス(IP address)そしてウェブ・サイト上に表示される相手方当事者の言語がある。ところが、ウェブ・サイトのドメインと email アドレスは、不正確であるか又は誤解を与える可能性がある。例えば、イングランド内に居住する者が‘fr’で終わるドメイン名を登録することが可能であると言われている。加えて、幾つかのウェブ・サイトや email アドレスは、国別コード・トップ・レベル・ドメイン名ではなく、ジェネリック・トップ・レベル・ドメイン(分野別トップレベルドメイン)を採用するため、この場合には、当事者の推定の場所に関する手掛かりがないことになる。IP アドレスにより知ることは可能であるが、IP ナンバーの認知には、通常の技術と知識以上のものが必要であるとされるのである⁽⁵²⁾。

消費者契約以外の分野に目を向けると、例えば 2000 年の電子商取引指令(E-Commerce Directive)⁽⁵³⁾は、電子的サプライヤーに対して、その名称、地理上の住所又は email アドレスのような詳細を、簡潔で、直接的にそして永久的なやり方で、他のインターネット・ユーザに提供するように要求している。しかし、この Directive は、EU 諸国の領域内で設立された電子的サプライヤーのみを規制するものであり、また買主について同様な要求は規定されていないと指摘される⁽⁵⁴⁾。従って、身元確認の問題は依然として残ることになる。

電子消費契約によって国際私法上にもたらされた次なる問題は、電子商取引における「活動の場所」に関する。活動の場所は、伝統的国際私法では非常に重要な連結点であるからである。国際契約紛争において専属管轄や準拠法に関する有効な合意がない場合、裁判所は、通常、裁判管轄の確定や準拠法の決定に問題について、一連の活動の場所、即ち契約締結地、義務履行地、契約違反の地、契約を締結するために必要なステップが取られた地、広告が行われた地などを考慮して決定する。電子商取引においては、その決定が以下の理由から、伝統的取引において以上に困難となる。

第一は、電子商取引の拡散的性質である。オンライ

(50) Gillies, *ibid*, p.12. Gillies は、これらの特徴を捉えて、電子消費者契約の「非物質化」(dematerialization)と呼ぶ。*Ibid*, p.2.

(51) Tang, *supra* note 3, pp.12-13.

(52) Tang, *supra* note 3, pp.13-14.

(53) Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (E-Commerce Directive) [2000] OJ L178/1. 本 Directive を概説したものとして、例えば、Arno R. Lodder, Directive 2000/31/EC on Certain Legal Aspects of Information Society Services, in Particular Electronic Commerce, in the Internal Market, in: Arno R. Dodder / Andrew D. Murray (eds), *Regulation of E-Commerce, A Commentary* (Edward Elgar Publishing, 2017), pp.15-58 がある。

(54) Tang, *supra* note 3, p.14.

ン上における活動は、瞬時にして世界中の国々の間に広まる可能性がある。例えば、ある事業者がウェブ・ページ上に一度広告を掲載すれば、あらゆる国内の消費者は、インターネットを通じて、言語の問題はあるとしても、その広告にアクセスすることが可能となる。しかし現在の技術は、その言語に関する障壁さえも克服しつつある。第二は、電子商取引の隔地的性質に由来する。電子商取引の隔地的な性質は、契約の両当事者が物理的に異なる国に所在しながら、インターネットを介して活動を行うことが可能となることによって、裁判管轄の確定や準拠法の決定にとって重要となる出来事が現実には発生している地は何処かの決定が困難となっている。例えば、海外出張中にある企業の営業担当者は、幾つかの国を訪問する途上、ある国のホテルの中で、同様に海外への旅行途上にある消費者とインターネットを介して契約を締結することもあり得るのである。このような場合に、契約締結地や契約に必要なステップが取られた地などは、重要な意味を持たなくなる。特に、オンライン上で音楽やソフトのダウンロードを購入する場合には、義務履行地さえも意味のある「活動の場所」と言うことができなくなる。第三は、行為の区分化の難しさによるものである。電子商取引は、一つの行為を異なる幾つかのステージに分け、そしてその夫々を異なる地で発生させることができる。例えば、事業者が消費者に email でデジタル製品を送った場合、① A 国内で、消費者が email をメールボックスに保存する、② B 国内で、消費者はコンピュータにダウンロードする、③ C 国内で、消費者は mail を開き、デジタル製品を使用するようなことも起こり得るのである。以上のことから、電子消費者契約においては、一定の「行為」(action)の場所に焦点を当てて、それを基準に裁判管轄の確定や準拠法の決定を行うことは、困難を伴う場合が少なくないと思われる⁽⁵⁵⁾。

第四の電子消費契約が提起する国際私法上の新たな問題は、国際私法におけるサーバーの位置づけに関するものである。サーバーは、インターネット・ユーザ間の通信を促進するための仲介者となるもので、ウェブ・サイト、メールボックス及び関係のデータ・メッセージの受け入れ(host)を行うために使用されるコンピュータである。サーバーは、電子商取引においても重要な役割を果たし、オンライン上でデジタル製品を

購入した場合には、デジタル製品を受け入れる電子上の会社の「倉庫」(storage)として機能する。従って、この場合には、サーバーの地は、オンライン上の店舗が物理的に所在する地であり、デジタル題材が技術的に配達されている地であり、当事者のエレクトロニック・エージェントが所在する地でもあるということになる。しかし、サーバーの所在地が、国際私法においても実質的に重要な役割を有するか否かは明確でない。多くの場合、サーバーは、取引との偶然的且つ表面的な結びつきだけを持つに過ぎず、伝統的商取引におけるファックス機器のように通信手段以上のものとしては機能しないため、国際私法上、サーバーの所在に重きを置くという必要はないと思われる⁽⁵⁶⁾。サーバーとの関係で検討されなければならないのは、クラウド(クラウド・コンピューティング)である。これは、ネットワーク経由でユーザのサービスを提供する形態のことであるが、ユーザは、特定の場所に大量のソフトウェアやデータを事業者が指定するサーバーの設置場所に保存することから、単なるサーバーとは異なる考えもあり得るからである。

最後に、電子消費契約が提起する国際私法上の新たな問題として、契約の形式や手続に変更をもたらしていることである。それらに変更されたことによって、契約の形式や手続によっては、契約当事者らによる法廷地選択条項や準拠法選択条項が当事者らの意に反して、無効と判断される可能性も起こり得るのである⁽⁵⁷⁾。これらの電子商取引がもたらした国際私法への具体的な影響によって、それまでの伝統的国際私法においては議論されることが全くなかった視点から、議論が行われている。

例えば、EUの国際裁判管轄規則であるブリュッセル I 規則第 15 条(1)(a)(現第 17 条(1)(c))との関連で、どのようなウェブ・サイトが、同規則に規定される裁判管轄原因となる事業者が消費者に「その活動を向けている」(directing such activities)ウェブ・サイトとされるかについて議論がなされ、アメリカのある判例によって示された判断基準についても検討されている。その基準とは、ウェブ・サイトを、契約当事者間で意図的・反復的な情報の交換を伴って契約関係に入ることになる active なウェブ・サイトと、逆に、ウェブ・サイトが興味ある者に向けられた情報源に過ぎない passive なウェブ・サイト、及びその中間に位置する、

(55) *Ibid.*, pp.14-15.

(56) *Ibid.*, pp.15-16.

(57) *Ibid.*, p.16.

情報と当事者間の通信手段を提供する interactive なウェブ・サイトの三種に区分し、消費者に活動が向けられているか否かを検討するものである。消費者が契約を締結することが可能な active なウェブ・サイトと、interactive なウェブ・サイトの中でも契約に導くことが可能となる相互通信の機会が提供されているサイトについては、消費者のドミサイルに活動を向けていると解するものである⁽⁵⁸⁾。また、別の研究者は、事業者が自身の活動を消費者のドミサイルに向けているか否かの判断基準として、①消費者によるそのドミサイルからの事業者のウェブ・サイトへの accessibility, ②消費者のドミサイル地からの事業者の profitability, ③商業的な activity であるか否か, ④事業者が取引を特定国内の消費者に制限をする処置を講じていたか否かの ring-fencing, ⑤これらの理論を併用する hybrid approach があることを指摘する⁽⁵⁹⁾。

以上に見たように、電子商取引の登場により、消費者が国際取引の当事者となり、EUにおいては、裁判管轄や準拠法の決定に関する国際私法規則について、新しい視点から議論が展開されているのである。日本においても、先の国際私法規則や民事訴訟法の改正の際に消費者保護規定が置かれるなど、進展があったものの、インターネットなどの技術が日進月歩であることを考慮すると、まだ充分とは言えず、今後における議論の一層の活発化を期待するものである。

五 おわりに

以上に見たように、電子商取引の登場は、国際私法上の裁判管轄と準拠法の決定の問題に、難しい問題を惹起している。

インターネットが登場した1990年代後半から2000年代前半において、電子商取引が物理的な世界においてではなくサイバー空間においてのみで起こると述べ、サーバー空間において生じた問題はサイバー空間における当事者の自律に委ねるべきであって(セルフ・ガバナンス論)、現実世界の法律は適用されるべきではないとの主張があった。しかし、EUにこのような議論は既になく、インターネットに関する要素は、現実

世界の存在なくしては起こりえないことが認識されている。そのため、国際私法においても、立法化又はその現代化を通じて、電子商取引における弱者である消費者の保護を積極的に図っている。その中心となっているのが、電子商取引における消費者保護規定を有するブリュッセル I a 規則や契約債務の準拠法に関するローマ I 規則である。

一方、日本でもEUの規則に対応する規定は存する。国際裁判管轄に関する消費者保護である民事訴訟法第3条の4及び第3条の7であり、消費者契約の準拠法についての特則を定める法の適用に関する通則法第10条である。だが、近接する諸国が域内の統一を目指して立法化するだけでなく、その適正化を目指して積極的に修正を行っているEUとは異なり、四方を海に囲まれ、電子消費者契約紛争が裁判所に提起される可能性が著しく低いと思われる日本では、それらの規定がどの程度有効に働くかについては疑問が残る。例えば、外国の事業者が日本の消費者を日本において提訴する場合にはそれらの規定は有効に働くと考えられ、逆に、日本の消費者が日本に全く資産を有しない外国のオンライン上の事業者を提訴することは、個人の取引であって、通常、訴額が低額であることを顧慮すると、現実的には考えられず、寝入りする場合がほとんどであると思われる。従って、EUが進めるような国際的なオンライン上の紛争解決システムの構築についてわが国でも検討する必要があると思われる。また、国際的な消費者契約や消費者が関わる不法行為による損害賠償請求訴訟においては、アメリカのクラス・アクションのような制度の導入の国際的な導入についても検討する価値が十分にあると考える。日本の被害消費者も、外国の加害事業者の所在地国内に居住する訴訟の代表者を通じて裁判に参加することができれば、遠地の裁判所に出廷することなく訴訟に参加できることによって、司法アクセスが確保されるからである。

だが、以上の議論によって、電子商取引の登場によって伝統的国際私法規則が全く役に立たないとか、それらが不必要となっていることを主張するものでない。伝統的国際私法は、以下の場合においては適用されるものと思われる。

電子商取引であっても、履行につき物理的な商品又

(58) Gillies, *supra* note 7, p.135. このウェブ・サイトを三種類に区分し考察する方法は、スライディング・スケール理論とも呼ばれるもので、Zippo 事件において示された基準である。Zippo Manufacturing v Zippo Dot Com, Inc. 952 F.Supp. 1119 (W.D.Pa. 1997). なお、Zippo 事件を紹介したものに、拙著「アメリカにおけるオンライン上の紛争と裁判管轄に関する判例の流れ—Zippo 判決を中心として—」『政経研究』第41巻第1号(2004年)729頁以下がある。

(59) Tang, *supra* note 3, pp.46-55.

は人的サービスの引渡を含む契約については、伝統的国際私法規則を変更する必要はないと思われる。この契約タイプにおいては、電子商取引は、契約を形成するための手段と手続きを変更するのみであって、当該の債務を履行するための方法ではない。従って、履行地は、オフ・ライン取引における場合との間に違いはない。電子商取引においてはまた、支払いは通常、オンライン上の支払いシステムを通じて、クレジットカードの詳細の提供によって行われるが、これは、伝統的商取引におけるクレジットカードによる支払と異なる。こうした場合にも、伝統的な国際私法規則に従って紛争の解決は図られることになる。

最後に、筆者は、本誌『日本大学知財ジャーナル』にその第一号より長く編集員として関わってきた。でありながら、これまで一度も論文を投稿することがなかった。それは、知的財産法は、筆者が専門とする領域と少し掛け離れていると感じ、躊躇していたからに他ならない。しかしその一方で、編集作業に加わりながら寄稿することなく、何の貢献も果たしていないことに、長い間、忸怩たる思いを持っていた。だが今回、投稿することを決心したのは、次のような考えからである。まず、本稿は、消費者契約紛争の裁判管轄や準拠法の決定という純粋に国際私法領域の問題を扱っているが、主張の意図は、インターネットという多くの知的財産が含まれる全くの新しい技術の発達によって生まれた電子商取引という新たな取引手段の登場が、EUにおいて、裁判管轄と準拠法の決定の問題に大きな影響を与えていることを明らかにすることにある。現在では更に、ダウンロード、ストリーミング技術、クラウドなど刻々と新技術が登場しつつあるが、それらの新技術もまた、今後、これらの問題に影響を与える可能性が高いと考えている⁽⁶⁰⁾。このように新技術が国際私法領域の問題に与える影響に関するテーマであれば、本誌の発刊の趣旨から大きく外れるものでないと考えたからに他ならない。本誌に対し、本稿が貢献することが少しでもあるのであれば、幸いである。最後に、本誌が今後とも、信頼されるジャーナルとして長く発行され続けることを期待したい。

(60) 最近では、クラウドサービス契約における消費者の保護についての議論も始まっている。例えば、Dorraj, Seyed Ebrahim, *Validity of Choice of Law and Jurisdiction Clauses in Consumer Cloud Contracts under European Law* (Faculty of Law, University of Oslo, 2014) <<https://www.duo.uio.no/bitstream/handle/10852/40110/7001.pdf?sequence=14&isAllowed=y>> (2019年1月10日)。